

学校法人関西医科大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人関西医科大学（以下「本法人」という。）における大学発ベンチャーの認定及び円滑かつ適正な支援のために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「大学発ベンチャー」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 本法人又は本法人の職員が保有する特許（出願中を含む。）を基にした起業（特許による技術移転型）
- (2) 本法人で達成された研究成果又は習得した技術等に基づいた起業（特許以外による技術移転型又は研究成果活用型）
- (3) 本法人の職員が退職後にベンチャーの設立者となったり、その設立に深く関与したりした起業。ただし、職員の退職からベンチャーの設立まで他の職に就かなかつた場合又は退職から起業までの期間が1年以内の事例に限る。（人材移転型）

(認定の手続き)

第3条 大学発ベンチャーの認定を受けようとする者は、別紙様式1による認定申請書に必要書類を添えて学長に提出するものとする。

- 2 学長は、前項の申請があつたときは、速やかに申請内容を学校法人関西医科大学イノベーション・ベンチャー推進室組織分掌規程第13条に定める産学知財会議で審査し、適正な申請内容と判断した場合は、理事長に上申する。
- 3 認定の可否については、学長の上申に基づき、常任理事会の議を経て理事長が決定する。

(申請の条件)

第4条 前条第1項の申請は、大学発ベンチャーの認定を受けようとする者が次の各号のいずれにも該当する場合に行うことができる。

- (1) 第2条に掲げる大学発ベンチャーの定義に該当していること。
- (2) 事業内容等が公序良俗に反しないこと。
- (3) 本法人に対する名誉毀損、誹謗中傷、業務妨害等のおそれがないこと。
- (4) 本法人の教職員が起業したものにあっては、学校法人関西医科大学における大学発ベンチャーに係る兼業規程その他本法人における関係規程等に定める所要の手続き、許可等が適正になされていること。

(称号の授与)

第5条 学長は、第3条第3項により認定した大学発ベンチャー（以下「認定大学発ベンチャー」という。）に対し、別紙様式2による関西医科大学大学発ベンチャー称号記により、「関西医科大学発ベンチャー」の称号を授与するものとする。

(本法人の法的責任)

第6条 第3条第3項の認定及び前条の称号の授与は、本法人に何ら法的責任を生じさせるものではない。

(事業報告書等の提出)

第7条 認定大学発ベンチャーの代表者は、年度毎に適宜の様式により、事業報告書及び収支決算書を学長に提出しなければならない。

- 2 認定大学発ベンチャーの代表者は、第3条の申請内容に変更があったときは、速やかにその旨を学長に報告しなければならない。
- 3 認定大学発ベンチャーが次の各号に掲げる適用を受けたときは、認定大学発ベンチ

ャーの代表者又は清算人は、速やかにその旨を学長に報告しなければならない。

- (1) 会社法(平成17年法律第86号)に定める解散
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)に定める破産手続き開始決定
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に定める再生手続き開始決定
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に定める更生手続き開始決定
- (5) 不正競争防止法(平成5年法律第47号)に定める不正競争を行い、裁判によって同法第21条に定める罰金刑が確定した場合

4 学長は、前項までの報告を認定大学発ベンチャーの代表者又は清算人から受けたとき、速やかに常任理事会へ報告するものとする。

(認定の解除及び称号の返付)

第8条 認定大学発ベンチャーは、第3条第3項の認定の解除及び第5条により授与された称号の返付を申し出ることができる。

2 学長は、前項の申出を受けたときは、これを認めるものとする。

(認定及び称号の授与の取消し)

第9条 学長は、認定大学発ベンチャーが、次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条第3項の認定及び第5条の称号の授与を取消すことができる。

- (1) 認定大学発ベンチャーの事業活動が第2条に掲げる大学発ベンチャーの定義から著しく逸脱した場合
- (2) 認定大学発ベンチャーが社会的信用を失墜する行為を行った場合
- (3) 認定大学発ベンチャーに反社会的勢力の関与が疑われる場合、その他本法人の不名誉となるおそれがある場合等で、大学発ベンチャーとして認定すること及び「関西医科大学発ベンチャー」の称号を保持させることが適当でないと学長が認める場合
- (4) 認定大学発ベンチャーが本規程に基づく責務を遵守しない場合

(5) その他前号各号に準ずる事由がある場合

- 2 前項による認定及び称号の授与の取消しを受けた者は、速やかに称号記を返付するものとし、当該取消しを受けた日以降、関西医科大学発ベンチャーとして認定を受けていた事実を事業に使用してはならない。

(認定大学発ベンチャーへの支援)

第10条 本法人は、認定大学発ベンチャーに対し、大学の管理運営及び教育研究に支障のない範囲において、次の各号に掲げる支援を行うことができる。

(1) 認定大学発ベンチャーへ出資すること。

(2) 事務室又は研究室として本法人内にインキュベーション室を確保し、貸与すること。

(3) 貸与したインキュベーション室について、当該認定大学発ベンチャーの所在地とする商業登記を認めること。

(4) 第三者に一定期間当該特許権の実施許諾を行わないこと。

(5) 再実施権付の実施許諾（要事前承認）を認め、一定期間当該特許の独占的实施を認めること。

- 2 本法人は、前各号の支援に関して、認定大学発ベンチャーとの間で契約を締結するものとする。

- 3 第1項（第4号及び第5号を除く。）による支援を行う期間は、原則として起業後5年間を限度とする。ただし、学長が必要と認めた場合には、5年を限度に延長することができる。

- 4 学長は、前項ただし書きの場合には、学校法人関西医科大学イノベーション・ベンチャー推進室組織分掌規程第13条に定める産学知財会議に付議し、その審議結果を踏まえ、延長の可否を決定するものとする。この場合において、学長は、認定大学発ベンチャーに対し、延長の可否の決定に関し必要となる書類の提出を求めることができる。

- 5 学長は前2項の規定にかかわらず、第1項の支援を継続すべきでない事由が発生した場合には、認定大学発ベンチャーの代表者に対して当該事由を提示した上で支援を打ち切ることができる。

(事務)

第11条 大学発ベンチャーの認定に関する事務は、学校法人関西医科大学イノベーション・ベンチャー推進室組織分掌規程第10条に定める大学発ベンチャー推進部門が行う。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、産学知財会議、常任理事会の議を経て、理事長が決定する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。